

年金

平成14年4月から  
国民年金保険料の  
支払い先が変わります

地方分権による制度改革により、国民年金保険料の徴収事務が、平成14年4月より市町村から国へ移管されます。それに伴い、役場に納めている現在の方式から、社会保険庁に納める方式へと変更されます。

変更により、今まで町指定の金融機関でしか支払いができなかったのが、ほとんどの金融機関で支払いが可能となり、例えば、県外にいる家族の保険料の支払いなどもできるようになります。

移管に伴い変更される内容については、今後、国による正式決定がされ次第、改めてご案内しますので、よろしくお願ひします。



年金の受取り先を  
変更するときは  
慎重に

社会保険庁からのお願い

国民年金や厚生年金を受給されている方が、住所を変更した場合には「住所・支払機関変更届」を提出することになっていきます。

ところが、住所変更を伴わないで受取り先だけを変えられる方が、目立って増えてきています。

社会保険庁では、提出された届書を迅速に処理し、正確に支払いができるよう努力しておりますが、どうしても一定の期間は必要となります。

支払い期日に近づいてから変更届を提出すると、変更前の口座に振込まれたり、決められた日に年金を受取れなかったりと、皆さんの生活に支障をきたす原因にもなりかねません。

年金を確実に受取るためにも、受取り先を変更される場合は、慎重にお願いします。

お問合せ先

役場町民課年金係

☎985-4106

福祉

敬老年金の支給方法が  
口座振替に変わります

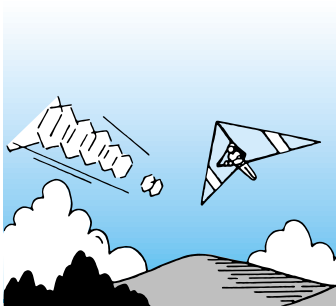
支給対象者には郵便で通知させていたのですが、平成13年度より敬老年金は口座振替により支給されます。支給手続などの変更がありますので、通知文書をよくお読みのうえ、お間違えのないようにお願いします。

口座振替依頼などの書類が必要ですので、まだの方は、送付した書類に記入のうえ、早急に返送をお願いします。

お問合せ先

役場福祉課高齢者福祉係

☎985-4113



国保

保険証の交換は  
済まされましたか？

国民健康保険証は4月1日から新しくなっています。まだ交換されていない方は、旧保険証と印鑑を持って交換にお越しください。

国民健康保険の  
届け出はお早めに

加入の届け出が遅れると国民健康保険に加入しなければならぬのに、届け出が遅れると、保険税を加入した時点（届け出をしたときではありません。）最長3年までさかのぼって払わなくてはならないこととなります。その間の医療費は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると

国保の資格がなくなっているのに届け出が遅れ、保険証が手元にあるため、うっかり国民健康保険証を使って診療を受けてしまう場合があります。

このようなときは、国民健康保険で負担した医療給付費（かかった費用の7割又は8割分）を、後で返していただくこととなりますのでご注意ください。

※国保の加入・脱退の届け出は、14日以内に済ませてください。

お問合せ先

役場町民課保険医療係

☎985-4107

第13回

松前町レクリエーション

バレーボール大会結果



5月27日(日)、北伊予小学校体育館において、8チームが参加して熱戦が繰りひろげられました。

- 1位 ばわふる
- 2位 パワーズ
- 3位 中川原B